

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護事務 基礎項目評価書.

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和7年10月29日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の適正実施
②事務の概要	<p>◎ 事務の説明 日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p> <p>◎ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 つがる市は、生活保護法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下的手順で取り扱う</p> <ol style="list-style-type: none">1. 生活保護システム2. 団体内統合宛名システム3. 宛名システム
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 生活保護システム2. 団体内統合宛名システム3. 宛名システム
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 42
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 健康福祉部 保護課 保護係 住所:青森県つがる市木造若緑61-1
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 健康福祉部 保護課 保護係 住所:青森県つがる市木造若緑61-1
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人未満(任意実施)] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報保護評価の対象となる特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識・分析し、このようなリスクを軽減するために適切な措置を講じているため

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	---	---	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] 十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報保護評価の対象となる事務について特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じているため

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 佐藤 廣文	②所属長 課長 木津谷 昭弘	事後	人事異動
平成29年4月1日	対象人数 いつ時点の計数か	2015/6/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	2015/6/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	対象人数 いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年4月1日	対象人数 いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 木津谷 昭弘	②所属長 課長 工藤 敏弘	事後	人事異動
令和2年4月1日	対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和3年4月1日	対象人数 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	取扱者数 いつ時点の計数か	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年8月6日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	番号法第19条第4号以降に号ズレが生じたことによる修正。
令和4年4月1日	I-5 部署	福祉部 保護課	健康福祉部 保護課	事後	
令和4年4月1日	I-7 請求先	つがる市役所 福祉部 保護課 保護係	つがる市役所 健康福祉部 保護課 保護係	事後	
令和4年4月1日	I-8 連絡先	つがる市役所 福祉部 保護課 保護係	つがる市役所 健康福祉部 保護課 保護係	事後	
令和4年4月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 工藤 敏弘	②所属長 課長 越後谷 清芽	事後	人事異動
令和5年4月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年6月20日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	生活保護の措置。
令和6年4月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和7年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 課長 越後谷 清芽	②所属長 課長 成田 貴秋	事後	人事異動
令和7年4月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年4月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和7年4月1日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に	事後	